

特定非営利活動法人
持続可能な環境共生林業を実現する自伐型林業推進協会

倫理規程

(組織の使命及び社会的責任)

第1条 特定非営利活動法人 持続可能な環境共生林業を実現する自伐型林業推進協会（以下当団体という。）は、環境的にも経済的にも持続可能で、森林の耐災害性を高める自伐型林業の普及推進を通じて、世界に誇れる日本林業の復活と中山間地域の生業づくりに貢献し、日本国土の7割を占める森林の価値を高め、未来世代に引き継いでいく責務を十分認識して、事業運営に当たらなければならない。

(基本的人権の尊重)

第2条 当団体は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

(法令等の遵守)

第3条 当団体は、関連法令及びこの法人の定款、倫理規程、その他の規程、内規を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

2 当団体は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

3 当団体の理事及び職員（以下「役職員」という。）は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなくコンプライアンス規程に則り対応しなければならない。

(私的利益追求の禁止)

第4条 役職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

(利益相反等の防止及び開示)

第5条 役職員等は、その職務の執行に際し、当団体との利益相反取引が生じる可能性がある場合には、直ちにその事実の開示その他当団体が定める所定の手続に従わなければならない。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第6条 役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第7条 当団体は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第8条 当団体は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研 鑽)

第9条 役職員等は、当団体の事業活動の成果の向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(改 廃) 第10条 この規程の改廃は、理事会での決議により行う。

付 則

1. この規程は平成30年6月11日から施行する。